

地方議会議員年金の廃止方法の概要

	地方議会議員年金の廃止方法	(参考)国会議員互助年金の廃止方法
(1)現職議員		
①受給資格のある者 ・国会議員：在職10年以上 ・地方議員：在職12年以上	○掛金総額・特別掛金総額の80%を廃止後最初の退職時（任期満了を含む）に給付 又は ○引退後、廃止前（平成23年5月末時点）の法律の例による年金を受給 （平成14年改正前に比べ既に30%削減済） ※ 年金算定基礎率 50/150 → 36/150	○納付金総額の80%を廃止後最初の退職時（任期満了を含む）に給付 又は ○引退後、廃止前（平成18年3月末時点）の法律による年金額の15%削減した年金を受給 ※ 年金算定基礎率 50/150 → 42.5/150
②受給資格のない者 ・国会議員：在職10年未満 ・地方議員：在職12年未満	○掛金総額・特別掛金総額の80%を廃止後最初の退職時（任期満了を含む）に給付	○納付金総額の80%を廃止後最初の退職時（任期満了を含む）に給付
(2)OB議員		
年金	○退職年金の支給継続 （平成18年改正前に比べ既に10%削減済） ※ 年金算定基礎率 50/150 → 40.5/150 または 45/150	○退職年金の支給継続（ただし、最大で10%削減） ※ 年金算定基礎率 50/150 → 45/150～50/150
平成23年1月以降の退職者の取扱いについて	○退職時に年金受給資格のある者は(1)①、退職時に年金受給資格のない者は(1)②の取扱いによることとする	—
(3)現職議員・OB議員		
退職年金額が一定額を超える者の給付引下げ	○退職年金額が200万円を超える受給者の給付引下げ 〔退職年金の年額が200万円を超える者については、当該超える額の10%に相当する額を引き下げる〕	—
高額所得者に対する退職年金の支給停止措置	○高額所得の受給者の年金の支給停止措置を強化 〔退職年金と前年の退職年金等以外の所得（住民税の課税総所得金額ベース）との合計額が700万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止 （年金停止額が年金の額を超える場合には、年金の支給は全額停止）〕	○高額所得の受給者の年金の支給停止措置を強化 〔退職年金と前年の退職年金等以外の所得（所得税の課税総所得金額ベース）との合計額が700万円を超えるときは、当該超える額の2分の1に相当する額の年金の支給を停止 （年金停止額が年金の額を超える場合には、年金の支給は全額停止）〕
(4)OB議員の遺族	○遺族年金の支給継続	○遺族年金の支給継続
(5)平成23年1月以降の掛金分の取扱いについて	○平成23年1月分以降の掛金・特別掛金を一時金に全額算入 〔平成23年1月以降に退職して一時金を受給する者については、平成23年1月分から5月分までの掛金総額・特別掛金総額の全額を一時金に算入する。 ※廃止時に既に退職している者には、既に支給した一時金との差額分を廃止時に支給〕	—
(6)過去債務の支払いに必要な財源	○地方公共団体負担 （現職議員の標準報酬総額に応じて各地方公共団体が負担）	○国費